

金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付されている(注)を含む)に示されている内容と弊社の「お客様本位の業務運営に関する方針」との対応関係は以下のとおりです。		
	実施・不実施	取組方針における該当箇所(項目名)
<b>【顧客の最善の利益の追求】</b>		
原則2	実施	2 お客様の最善の利益の追求 6 お客様の声を経営に活かす取組 7 従業員に対する適切な動機づけ
(注)	実施	5 お客様への適切な商品・サービスの提供 7 従業員に対する適切な動機づけ
<b>【利益相反の適切な管理】</b>		
原則3	実施	3 利益相反の適切な管理
(注)	実施	3 利益相反の適切な管理
<b>【手数料等の明確化】</b>		
原則4	実施	4 お客様への適切な情報提供
<b>【重要な情報の分かりやすい提供】</b>		
原則5	実施	4 お客様への適切な情報提供
(注1)	実施	3 利益相反の適切な管理 4 お客様への適切な情報提供 5 お客様への適切な商品・サービスの提供
(注2)	非該当(*1)	
(注3)	実施	4 お客様への適切な情報提供
(注4)	実施	4 お客様への適切な情報提供
(注5)	実施	4 お客様への適切な情報提供
<b>【顧客にふさわしいサービスの提供】</b>		
原則6	実施	5 お客様への適切な商品・サービスの提供
(注1)	実施	4 お客様への適切な情報提供 5 お客様への適切な商品・サービスの提供
(注2)	非該当(*1)	
(注3)	非該当(*2)	
(注4)	実施	5 お客様への適切な商品・サービスの提供
(注5)	実施	5 お客様への適切な商品・サービスの提供
<b>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</b>		
原則7	実施	7 従業員に対する適切な動機づけ
(注)	実施	7 従業員に対する適切な動機づけ

非該当(\*1)当社は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等は実施していないため

非該当(\*2)当社は、金融商品の組成は実施していないため